

安芸広域市町村圏事務組合 告示 第 12 号

公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始について（告示）

公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、下記のとおり告示する。

令和 2 年 9 月 2 日

安芸広域市町村圏事務組合 管理者 横山 幾夫

記

- 1 業務名 安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構  
滞納整理システム機器賃貸借及び運用保守委託業務
  - (1) 業務内容 「滞納整理システム機器賃貸借及び運用保守委託業務仕様書」のとおり
  - (2) 契約期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
  
- 2 参加資格要件 参加する事業者は、次のすべての条件を満たしている者とする
  - (1) 令和 2 年 4 月の時点で稼働中のシステムで、全国で 10 団体以上の滞納整理システムの導入実績があること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年法令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと及び同条第 2 項の規定に基づく安芸広域市町村圏事務組合の入札参加制限を受けていない者であること。
  - (3) 高知県建設工事入札参加資格停止措置要綱，その他の法令の規定による指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (6) 個人情報保護に関する第三者認証等して、「ISMS／ISO27001」もしくは「プライバシーマーク」を取得していること。
  - (7) 直近年度の国税（法人税及び消費税），都道府県税（事業税及び都道府県税），市町村税を滞納していない者であること。
  - (8) 当組合が準用する，安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に定める排除措置対象者に該当しない者であること。
  - (9) 「滞納整理システム器賃貸借及び運用保守委託業務仕様書」に定める内容を遂行できること。

3 公示期間 令和2年9月2日(水)～令和2年10月9日(金) 午後5時00分

4 参加申込書提出期限 令和2年10月9日(金) 午後5時00分(厳守)

(1) 提出先 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-36 高知県安芸総合庁舎5階西詰  
安芸広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構

(2) 提出方法 持参又は郵送

5 提案書の提出期限 令和2年11月2日(月)

## 6 スケジュール

項目	期間
実施要領の配布	令和2年9月2日(水)～令和2年10月9日(金)
参加申込受付期間	令和2年9月2日(水)～令和2年10月9日(金)
質問書提出期限	令和2年10月9日(金)
質問に対する回答	令和2年10月16日(金)
企画提案書受付期間	令和2年10月19日(月)～令和2年11月2日(月)
プレゼンテーション	令和2年11月9日(月)
審査結果通知	令和2年11月13日(金)
契約	令和3年1月頃

※スケジュールは現時点の予定であり、変更になる場合もある。

## 7 事務局

〒784-0001

高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-36 高知県安芸総合庁舎5階西詰  
安芸広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構

電話 0887-37-9688

E-Mail kikou02@aki-tax.jp

担当 松原